

毎週火、金曜日発行（但休日相当と認むる日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第四百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和三十九年七月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

目次

- ◇告示 生活保護法による医療機関の指定
- 生活保護法施行規則による指定医療機関からの廃止の届出
- 健康保険法による保険医療機関及び保険薬局の指定
- 鳥取県種牡畜検査条例による山羊に係る定期種牡畜検査の実施
- 道路の位置の指定
- 道路の指定の廃止
- 地籍調査の成果の認証
- 計量器定期検査の実施
- ◇公告 クリーニング師試験の実施

指定年月日 名称 所在地 診療科 開設者名

昭和三十九年五月二十八日 大塩内科医院 鳥取市若桜町四九の八番地

内科 大塩 令二

二十六日 福島薬局 境港市中町九二

薬局 福島 哲

二十七日 大家医院 鳥取市吉方町二丁目四一〇番地

内科、呼吸器科、循環器科、外科 大家 隆金

鳥取県告示第四百六十号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により告示する。

昭和三十九年七月三十一日

名称	所在地	診療科名	廃止理由	廃止年月日
壺井 医院	八頭郡智頭町大字早瀬	内科、小児科	転宅	昭和三十九年三月三十一日

鳥取県告示第四百六十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和三十九年七月三十一日

名称	所在地	診療科名	開設者氏名	指定年月日	採用点数表
井崎医院分院	鳥取市吉方町	肛門、外、内、胃腸、呼吸器科	井崎 太郎	昭三十九年七月十一日	乙 表
中尾耳鼻咽喉科医院	米子市角盤町	耳鼻、咽喉、気管食道科	中尾 徳明		十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百六十二号

鳥取県種牡畜検査条例（昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号）第五条の規定に基づき、山羊に係る定期種牡畜検査を次の日程により実施するから、同条例同条の規定により告示する。

昭和三十九年七月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査日程	検査期日	検査時間	検査場所
〃	八月 三日	午前九時三十分から	倉吉市八屋
〃	〃	〃	倉吉家畜市場
〃	〃	〃	八頭郡船岡町
〃	〃	〃	船岡
〃	〃	〃	東伯郡東伯町
〃	〃	〃	東伯
〃	〃	〃	八頭郡河原町
〃	〃	〃	河原町農協西郷支所
〃	〃	〃	西伯郡名和町
〃	〃	〃	名和家畜市場

立川眼、耳鼻、咽喉科診療所	境港市京町	眼、耳鼻、咽喉科	立川 武	一日	〃
三代歯科診療所	倉吉市上井町	歯科	三代 一成	八日	歯科点数表
池田薬局	鳥取市今町		池田雄次郎	一日	
百村歯科医院	八頭郡若桜町	歯科	百村 浩	六月二十七日	歯科点数表

〃	午後一時から	〃	大山町	大山口検査場
〃	午前十時から	〃	淀江町	淀江家畜市場
〃	〃 九時から	〃	気高郡気高町	浜村〃
〃	〃 十時から	〃	境港市竹内	余子検査場
〃	午後一時から	〃	米子市夜見町	弓が浜駅前
〃	午前九時から	〃	鳥取市古海	古海家畜市場
〃	午後一時から	〃	八坂	倉田農協
〃	午前十時から	〃	西伯郡岸本町	岸本家畜市場
〃	午後一時から	〃	米子市勝田町	米子〃
〃	午前十時から	〃	日野郡日南町	生山〃
〃	〃	〃	西伯郡会見町	手間検査場
〃	午前九時から	〃	岩美郡国府町	宇倍野検査場
〃	午後一時から	〃	岩美町	浦富〃

鳥取県告示第四百六十三号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十九年七月二十七日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和三十九年七月三十一日

申請人の住所氏名	鳥取市田島五五番地	道路の位置の指定場所	鳥取市田島字大屋向上ノ切八九番の一部	道路の幅員及び延長	幅員 四メートル
	太田 太郎		九〇番の一部		延長 二七四メートル
			九二番の一部		
			九六番の一部		

鳥取県告示第四百六十四号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき指定した道路のうち、次の道路の指定を廃止したので、建築基準法施行細則（昭和二十五年十二月鳥取県規則第八十七号）第十三条の規定により告示する。

昭和三十九年七月三十一日

申請人の住所氏名	鳥取市田島五五番地	道路の指定の廃止場所	鳥取市田島字大屋向上ノ切八九番の一部	廃止した道路の幅員及び延長	幅員 四メートル
	太田 太郎		九〇番の一部		延長 六一・五メートル

00012

<p>影したものとし裏面に氏名及び生年月日を記入すること。)</p> <p>エ 受験資格を有することの証明書</p> <p>(2) 提出先</p> <p>ア 鳥取県に住所を有する者は、その住所地を管轄する保健所</p> <p>イ 鳥取県以外の都道府県に住所を有する者は、鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県厚生部衛生課</p> <p>(3) 提出期間</p> <p>昭和39年9月5日から昭和39年9月12日まで ただし、郵送の場合は、9月12日付けの消印があるものまで有効とする。</p> <p>6 試験手数料</p> <p>500円 (鳥取県収入証紙500円を受験願書にはりつけること。ただし、鳥取県以外の都道府県に住所を有する者は、鳥取県厚生部衛生課あて現金書留又は郵便為替で送付すること。)</p> <p>7 その他</p>	<p>(1) 受験願書を受理したときは、直接本人あて受験許可の通知をするとともに受験票を送付する。</p> <p>(2) 受験者は、実地試験用として、ワイシャツ1枚及びズボン1本を携帯すること。</p>
---	---

発行日 火 金

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目
鳥取県鳥取市栗谷町
鳥取県鳥取市二丁目(桑原) 印刷所

昭和39年7月31日